

民間投資活用化等のための税制改正大綱

安倍晋三首相が、来年4月から消費税率を8%に引き上げると表明したのをうけ、自民・公明両党は10月1日、消費増税に備えた投資促進や賃金アップを促進する税制改正の内容の税制改正大綱を公表しました。これは、来年4月からの消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策として、通常の年度改正から切り離して前倒しで決定されたものです。

そこで、その税制改正大綱の内容をご紹介します。

(1) 民間投資の活性化

- ①生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置（生産性向上設備投資促進税制）の創設
- ②研究開発税制（試験研究費の増加額に係る税額控除）の拡充

(2) 中小企業対策

- ①中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除）の拡充（即時償却、控除率の拡大）と適用期限の延長
- ②中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限の延長

(3) 民間企業等によるベンチャー投資等の促進

- ①ベンチャー投資を促進するための税制措置の創設
- ②創業促進のための登録免許税の税率の軽減措置の創設

(4) 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進

- ①事業再編を促進するための税制措置の創設
- ②事業再編等に係る登録免許税の税率の軽減措置の創設

(5) 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

- ①既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設
- ②耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税の減額措置の創設
- ③浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設
- ④ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設
- ⑤排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

(6) 所得拡大促進税制（雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除）の見直し（適用要件の緩和）と適用期限延長

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

- ①雇用者給与等支給増加割合の要件（現行5%以上）を次の適用年度の区分に応じ次のとおりとする。
 - ・平成27年4月1日前に開始する適用年度：2%以上
 - ・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度：3%以上
 - ・平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度：5%以上
- ②平均給与等支給額に係る要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直した上、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（現行 以上であること）とする。

(注1) 継続雇用者に対する給与等とは、適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいう。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の継続雇用制度に基づき雇用される者に対する給与等を除く。

(注2) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適用する。なお、法人が同日を含む適用年度に改正後の制度を適用する場合において、経過事業年度(平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する事業年度で改正前の制度の適用を受けていない事業年度)において改正後の要件の全てを満たすときは、その経過事業年度について改正後の規定を適用して算出される税額控除相当額を、その適用年度において、その税額控除額に上乗せして法人税額から控除できることとする。合わせて、控除上限額についても、経過事業年度の期間に応じて上乗せする。

(7) 復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討

復興特別法人税に代わる復興財源の確保、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につながられる方策と見通しを確認すること等を踏まえたうえで、12月中に結論を得る。

(8) 法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始

法人課税については、企業の国際競争力や立地競争力の強化のため、国・地方を合わせた表面税率である法人実効税率を引き下げるべきとの意見がある。わが国が直面する産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げが雇用や国内投資に確実につながっていくのか、その政策効果を検証する必要がある。表面税率を引き下げ場合には、財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。

(担当：藤澤 文太)